

大環境企第 266 号

平成 20 年 7 月 18 日

大阪市廃棄物減量等推進審議会

会長 藤田 正憲 様

大阪市長 平松 邦夫



「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策」について(諮問)

標題について、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔

保持に関する条例第 33 条の 2 第 2 項に基づき、貴審議会に調査・審議を求めます。

(説明)

大阪市では、市民が安全・快適で健康に生活できる都市環境の確保を図るため、地球温暖化対策やヒートアイランド対策、自動車公害対策などの環境保全・環境創造に取組むとともに、まちの環境美化やごみ減量・リサイクルの取組みなど、種々の環境施策を推進しております。

こうした状況の中、ごみ減量・リサイクルの推進に関しては、平成18年2月に改定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者と連携・協働した3Rの取組み、とりわけ優先課題とされる2R(発生抑制・再使用)の取組みを「上流対策」として積極的に推進することとし、ごみ減量・リサイクル施策の進展に努めています。

しかしながら、本市で発生するごみの約6割を占める事業系ごみについては、家庭系ごみと比較して減量・リサイクルが進んでおらないため、事業系ごみの減量・リサイクルの推進が当面の重要な課題となっており、過日、貴審議会からいただいた答申を元に、施策の検討を進めています。

また、一方で、地球温暖化など地球環境問題への関心が高まり、「持続可能な循環型社会」形成へ向けた取組みの強化が求められる中、ごみ減量・リサイクル行動の促進策のひとつとして、排出事業者に経済的負担を求めることによるごみの発生抑制、あるいはごみ減量・リサイクルに積極的に取り組む個人・団体への支援といった両側面の施策展開が可能な経済的手法の活用についても早急に検討する必要があると考えております。

つきましては、こうした状況を踏まえ、一般廃棄物処理手数料の体系や資源集団回収団体に対する支援のあり方など、「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策」について、幅広い観点から調査・検討を行うため、貴審議会に諮詢します。

大環境企第534号

平成20年11月7日

大阪市廃棄物減量等推進審議会

会長 藤田 正憲 様

大阪市長 平松 邦夫



新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策について(緊急諮問)

標題について、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持

に関する条例第33条の2第2項に基づき、貴審議会に調査・審議を求める。

(諮問理由)

本市では、市民が安全・快適で健康に生活できる都市環境の確保を図り、地球温暖化対策やヒートアイランド対策、自動車公害対策などの環境保全・環境創造に取り組むとともに、まちの環境美化やごみ減量・リサイクルの取組みなど、市民・事業者・NPO 等とも連携して、種々の環境施策を推進しております。

その中でも、とりわけごみ減量・リサイクルの取組みは、日々の生活や事業活動における身近な取組みの一つであり、「環境先進都市大阪」の実現に向けた取組みの一翼を担うものであると認識しております。

こうした中、本市では、大阪市一般廃棄物処理基本計画（平成 18 年 2 月改定）に基づき市民・事業者と連携した 3R の取組み、とりわけ優先課題とされる 2R（発生抑制・再使用）の取組みを「上流対策」として積極的に推進し、具体的な取組みを進めてきた結果、平成 19 年度のごみ処理量が約 148 万トンとなるなど、平成 22 年度の目標である 147 万トンを概ね達成する見込みとなっています。

また一方、近年では環境問題全般に対する市民の関心が高まっていることや、本市の財政状況に鑑み、ごみ処理コストの低減が喫緊の課題となる中で、「焼却工場のあり方」について多角的な観点から検討が求められており、その前提である、より一層の「ごみ減量・リサイクルに向けての取組み」や新たな「ごみ減量の目標値」の設定について、早急な検討が必要となっております。

ごみ減量・リサイクル施策につきましては、これまでも貴審議会にご審議いただき、各種の答申もいただいているところでありますが、今回、これらを具体化した「新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策」について、様々な観点からご意見をいただきたく、貴審議会に緊急に諮問します。